

11月17日に合意された諮問事項について

11月17日に開催された議会運営委員会において、本日の議会運営委員会で審議する諮問事項が以下のとおり決定した。

【継続審議中の諮問事項】

番号	要 旨
13	<p>陳情のホームページ公開にかかわる手続きおよび留意事項等の検討</p> <p>提案理由</p> <p>令和3年度の議会運営委員会において陳情のホームページ公開を前提に準備を整えていくことになっております。今後は掲載の手続きや留意事項等について定めていく必要があります。これまでの議論及び議事録の内容にもとづき、少なくとも以下の内容について検討し、公開にかかわる掲載ルールの明文化や運営上の手続き等について確認することが求められると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 公開にかかわる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化2. 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について3. 「その他議会の審査になじまない」と議長が判断するもの」の運営上の確認
14	<p>議会資料のペーパーレス化について</p> <p>提案理由</p> <p>板橋区議会では、「議会のICT化および情報公開検討部会」を設置し、令和元年11月から令和2年9月にかけて、「議会のペーパーレス化」や「議場および委員会室等へのタブレット端末等の持込み」などについて検討を行いました。しかしながら、執行側のICT化が進んでいる中、議会ではほとんど進んでいない状況です。できるところから進めていくべきであると思料し、最初に議会資料のペーパーレス化から議会のICT化をはじめていくことを提案します。</p>

諮問事項14 議会資料のペーパーレス化について

1 諮問事項提案会派

自民党

2 提案理由

板橋区議会では、「議会のICT化及び情報公開検討部会」を設置し、令和元年11月から令和2年9月にかけて、「議会のペーパーレス化」や「議場および委員会室等へのタブレット端末等の持込み」などについて検討を行いました。しかしながら、執行側のICT化が進んでいる中、議会ではほとんど進んでいない状況です。できるところから進めていくべきであると思料し、最初に議会資料のペーパーレス化から議会のICT化をはじめていくことを提案します。

3 さらなるペーパーレス化に向けた具体的な提案

(1) 議員が所有するパソコンやタブレット端末の本会議場・委員会室への持ち込み容認

①持ち込み基準案

議会のICT化及び情報公開検討部会で検討した「タブレット端末使用基準案」を基に、他区の基準を参考に作成した。(別紙のとおり)

②検討課題

- ア) 会議において使用できる端末の種類について(第2条)
- イ) インターネットサイトの閲覧の可否について(第4条第3号)
- ウ) 理事者の端末の持ち込み可否について

(2) データの提供及び活用のさらなる推進

①データ提供に変更することについて各会派が合意した項目

No.	項目	変更後
1	本会議の粗原稿(※)	全議員または必要な議員にデータで提供する。紙ベースは事務局で閲覧可。
2	分科会の速報	全議員にデータで提供する。
3	委員会資料要求	全委員にデータで提供する。
4	政務活動費の手引き	全議員にデータで提供する。
5	例規集・議会慣行・申合せ事項	全議員に議会慣行と申合せ事項をデータで提供する。例規集は区HPで閲覧可。
6	所管から提供される資料	全議員または関係議員にデータで提供する。
7	本会議録	区議会HPに掲載しているほか、事務局で閲覧可。
8	年報	区議会HPに掲載しているほか、事務局で閲覧可。
9	初当選議員への計画等冊子	区HPに掲載しているほか、図書室で閲覧可。
10	区議会だより	配付部数を見直す。

※ 民主クラブからは、メール送付だけでは時間が経つと埋もれるため、議員と事務局のみがアクセスできる非公開HPまたはストレージを用意すべき、との意見があった。

②変更に対して意見があった項目

No.	項目	現状	変更後	意見
1	日程変更通知	全議員に1部	全議員にデータで提供する。	【共産党：その他】壁に掲示する。
2	個別調査への回答	調査依頼のあった議員に1部	調査依頼のあった議員にデータで提供する。	【共産党：その他】紙での対応も可能とする。
3	区議会ポスター	原則として各議員1部	紙での提供を止めた上で、必要があれば、データによる提供を行う。	【共産党：その他】紙でも提供する。

③実施時期

決定した項目から順次ペーパーレス化を進めていく。

板橋区議会パソコン等使用基準（案）

《パソコン等の持ち込みを認める場合》

《議会のICT化及び情報公開検討部会での検討内容》

○板橋区議会 <u>パソコン等</u> 使用基準（案）	○板橋区議会 <u>タブレット端末</u> 使用基準（案）
<p>（趣旨） 第1条 この基準は、板橋区議会における <u>パソコン等</u> の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この基準は、板橋区議会における <u>タブレット端末</u> の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>（会議において使用できるパソコン等）</u> 第2条 会議において使用できるパソコン等は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) ノートパソコン</u> <u>(2) タブレット端末</u> <u>(3) スマートフォン</u> <u>(4) ペン、キーボード等の付属品</u> 	<p><u>（端末の貸与）</u> 第2条 区議会議員（以下「議員」という。）に対し、任期期間中、 1人1台の<u>タブレット端末を貸与する。</u> 2 議員は、貸与される<u>タブレット端末（以下「端末」という。）</u> <u>について、紛失・盗難・破損・故障（以下、「紛失等」という。）</u> <u>が発生しないよう適切に管理しなければならない。</u> 3 議員は、<u>端末を第三者に譲渡及び貸与してはならない。</u> 4 議員は、<u>議員の任期満了日直前の会議終了後、議員任期満了日までに速やかに、端末を返還しなければならない。なお、任期途中で議員を辞職する場合は、辞職する日までに返還しなければならない。</u></p>

<p>(<u>パソコン等</u>の使用範囲)</p> <p>第3条 _____</p> <p><u>1</u> 紙媒体の資料に代わる電子媒体の閲覧のために <u>パソコン等</u>を</p> <p>使用するとき、次の会議に持ち込み、使用することができるものとする。</p> <p>(1) 本会議</p> <p>(2) 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会</p> <p>(3) 幹事長会、議案説明会及び全員協議会</p> <p>(4) 議会運営委員会の下に設置する会議体</p> <p>(5) その他、議長が必要と認めた会議</p> <p><u>2</u> <u>パソコン等</u>を会議に持ち込むときは、原則としてあらかじめ <u>パソコン等</u>を充電しておくこととする。</p>	<p>(<u>端末</u> _____の使用範囲)</p> <p>第3条 <u>議員は端末を議会活動に使用するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 紙媒体の資料に代わる電子媒体の閲覧のために <u>端末</u> _____を</p> <p>使用するとき、次の会議に持ち込み、使用することができるものとする。</p> <p>(1) 本会議</p> <p>(2) 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会</p> <p>(3) 幹事長会、議案説明会及び全員協議会</p> <p>(4) 議会運営委員会の下に設置する会議体</p> <p>(5) その他、議長が必要と認めた会議</p> <p><u>3</u> <u>端末</u> _____を会議に持ち込むときは、原則としてあらかじめ <u>端末</u> _____を充電しておくこととする。</p>
<p>(会議における禁止事項)</p> <p>第4条 <u>会議</u> _____において禁止する事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 音声、操作音を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。</p> <p>(2) 電子メール等による外部との通信を行うこと。</p> <p>(3) インターネットサイトの閲覧をすること。</p> <p>(4) SNSや掲示板等への投稿をすること。</p> <p><u>(5) 議事に関係のないアプリケーションを使用すること。</u></p> <p><u>(6) 通話をする。</u></p> <p><u>(7) 会議を撮影、録音、録画すること。</u></p> <p><u>(8) 他者の迷惑になる行為を行うこと。</u></p> <p><u>(9) その他、会議以外の目的のために使用すること。</u></p>	<p>(会議における禁止事項)</p> <p>第4条 <u>会議等</u> _____において禁止する事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 音声、操作音を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。</p> <p>(2) 電子メール等による外部との通信を行うこと。</p> <p>(3) インターネットサイトの閲覧をすること。</p> <p>(4) SNSや掲示板等への投稿をすること。</p> <p>_____</p> <p><u>(5) 会議を撮影、録音、録画すること。</u></p> <p><u>(6) 他者の迷惑になる行為を行うこと。</u></p> <p><u>(7) その他、会議以外の目的のために使用すること。</u></p>

(パソコン等の使用にあたっての注意事項)

第5条 パソコン等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議においては、画面表示が第三者の目に触れる可能性があることから、個人情報等配慮が必要な情報の表示には注意すること。

(2) 情報の外部送信に際しては、個人情報の保護に留意し、データ等の誤送信の防止に努めるとともに、当該情報が意図せずして不特定多数の者に拡散した場合の結果を考慮し、細心の注意を払うこと。

(3) 個人情報等に関する管理及び漏えい防止等の責務は、使用する議員本人に帰するものとする。

(端末の使用にあたっての注意事項)

第5条 端末の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与された端末は、議員が責任を持って管理するとともに、貸与された本人以外に使用させてはならない。

(2) 議員は、端末本体にパスワード等を設定し、ロックをかけるなければならない。

(3) 端末にあらかじめ搭載されているもの以外のアプリケーションソフトを自らインストールしてはならない。

(4) 端末の使用に関しては、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理やアップデート等を行うこと。

(5) 個人情報を端末の記憶領域に保存してはならない。

(6) 情報の外部送信に際しては、個人情報の保護に留意し、データ等の誤送信の防止に努めるとともに、当該情報が意図せずして不特定多数の者に拡散した場合の結果を考慮し、細心の注意を払うこと。

(7) 端末からの情報漏えいを防止するため、私物パソコンやUSBメモリ等の外部端末への接続は行わないこと。

(8) 個人情報等に関する管理及び漏えい防止等の責務は、使用する議員本人に帰するものとする。

諮問事項 13 陳情のホームページ公開にかかわる手続きおよび留意事項等の検討

1 諮問事項提案会派

自民党

2 提案理由

令和3年度の議会運営委員会において陳情のホームページ公開を前提に準備を整えていくことになっております。今後は掲載の手続きや留意事項等について定めていく必要があります。これまでの議論及び議事録の内容にもとづき、少なくとも以下の内容について検討し、公開にかかわる掲載ルールの明文化や運営上の手続き等について確認することが求められると考えます。

1. 公開にかかわる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化
2. 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について
3. 「その他議会の審査になじまない」と議長が判断するもの」の運営上の確認

3 検討項目

(1) 公開にかかわる掲載内容、掲載期間等の課題の洗い出しと明文化

①課題の解決に各会派が合意した項目

No.	項目名	合意した解決策
1	公開の形式（原文のまま公開するのか）	事務局の負担と時間的制約を踏まえ、原文をそのままPDF化して公開する。
2	文面に記載されている個人情報の取り扱い	提出者の氏名・団体名・住所・印影をはじめ、すべての個人情報をマスキングする。
3	提出者から公開の了承を得る方法	提出者には、事前にHPにおいて公開となることを伝えるほか、受付時にもHP公開について説明する。公開後は、提出者の要望や陳情取り下げによる公開中止は行わない。
4	手書きの陳情の取り扱い（筆跡から個人が識別される可能性）	手書きによる陳情の場合、個人が識別され得る可能性があることを提出者に事前に伝える。
5	個人を識別できる画像が添付してある陳情の取り扱い	該当箇所はマスキングを行う。

②提案会派の課題の解決に意見があった項目

ア) 公開する陳情の対象（審査結果に関わらず全件公開するのか）

イ) 陳情の中で公開する範囲

	課題とした理由	提案会派の考え	意見
ア	年間50件以上受け付けている陳情を、そのまま無条件・無制限に、公的機関である区議会のHPに掲載すべきか。区議会HPが広告として使われないう考慮する必要がある。	本会議で採択となった陳情（賛成多数を含む）を公開する。特に、付託除外となった陳情は載せるべきではない。	【公明党】採択・不採択の陳情を全て公開する。 【共産党】請願の公開と同様とする。（審査結果に関わらず公開） 【民主クラブ】情報公開の観点からは、付託除外となった陳情以外はすべて載せるべき。
イ		件名と要旨を公開する。	【共産党】請願の公開と同様とする。（全文公開） 【民主クラブ】個人情報以外の全文を公開すべき。

ウ) 公開開始のタイミング

	課題とした理由	提案会派の考え	意見
	②のア「公開する陳情の対象」に連動するため、課題として設定。	本会議で採択となった後に公開する。	【公明党】委員会に付託することが決定した本会議終了後、速やかに公開する。 【共産党】請願の公開と同様とする。（委員会に付託することが決定した本会議終了後、速やかに公開） 【民主クラブ】委員会に付託した時点で公開すべき。

エ) 掲載期間

	課題とした理由	提案会派の考え	意見
	一定の掲載期間を設ける必要がある。	1年間分を掲載する。	【共産党】議会資料の掲載期間と同様、2期分とする。 【民主クラブ】半永久的に掲載すべき。

オ) 件名が長い陳情の取り扱い

	課題とした理由	提案会派の考え	意見
	陳情のHP公開をきっかけとして、特異な陳情が提出される可能性がある。	40字までを目安とする。 ※千代田区では、40字以内としている。	【共産党】特段制限しない。 【民主クラブ】ある程度長い件名も必要な場合があるため、250字以内としてはどうか。

カ) 文字数が多い（何枚にも及ぶ）陳情の取り扱い

課題とした理由	提案会派の考え	意見
陳情のHP公開をきっかけとして、特異な陳情が提出される可能性がある。	理由の部分は、概ね1500字までを目安とする。 ※千代田区では、1500字以内としている。	【公明党】文字数については、出来るだけ要旨をまとめて提出してもらうようにする。 【共産党】特段制限しない。 【民主クラブ】十分な審議のためには十分な説明が必要であり、理由に文字数制限は設けるべきではない。

キ) 本文以外の「図面」や「資料」などの添付資料の取り扱い

課題とした理由	提案会派の考え	意見
添付資料まで、無条件・無制限に、公的機関である区議会のHPに掲載すべきか。	添付資料は、あくまでも補足説明資料であるため、公開の対象としない。	【共産党】特段制限しない。 【民主クラブ】情報公開の観点から、添付資料も公開対象とすべきである。

ク) 著作権者の承諾を得ていない可能性がある陳情の取り扱い（新聞・雑誌・他のHPにおける記事や写真の引用）

課題とした理由	提案会派の考え	意見
著作権者の承諾を得ていないものが使用されている可能性がある。	該当箇所はマスキングを行う。	【共産党】あくまでも提出者の責任において対応されるべきであり、特段制限する必要はない。 【民主クラブ】「引用」は著作権法で認められている正当な行為である。「引用」の範囲を逸脱していないかどうかは陳情受付の時点で判断し、付託された陳情はすべて公開することを原則とすべき。

(2) 法律上責任を負わない者による陳情公開の手続き等について

①提出者が成年被後見人・被補助人・被補佐人である陳情の取り扱い

課題とした理由	提案会派の考え	意見
制限行為能力者から提出される陳情について、公開にかかる流れを決めておく必要がある。	陳情審査において陳情者本人であることの確認が必要とされる場合に、後見人等への連絡を行う。	【共産党】提出者が誰かを問題にすべきではない。 【民主クラブ】後見人等への連絡を行う。

②提出者が未成年者である陳情の取り扱い

課題とした理由	提案会派の考え	意見
制限行為能力者から提出される陳情について、公開にかかる流れを決めておく必要がある。	案① 陳情審査において明らかに児童が提出したと思料される場合に、保護者に連絡する。 案② 陳情審査において明らかに児童が提出したと思料される場合に、必要に応じて保護者に連絡する。	【公明党】案①、案②どちらでもよい。 【共産党】提出者が誰かを問題にすべきではない。 【民主クラブ】受付の際に陳情者の年齢を確認し、未成年である場合には保護者に連絡する。「児童と思料される」とはどういうことか?

(3) 「その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」の運営上の確認

課題とした理由	提案会派の考え	意見
付託除外基準の申し合わせの2の(2)にある「付託の有無を決定(全会一致を原則)」が、議長判断の尊重と矛盾しており、解消を図る必要がある。	付託除外基準の申し合わせの2の(2)の文言を修正 案① 議会運営委員会理事会に報告の上、同委員会の審査を経て、付託の有無を表決をもって決定する。 案② 議会運営委員会理事会に報告の上、同委員会の審査を経て、付託の有無を決定(全会一致を原則)とする。ただし、全会一致に至らなかった場合は、表決は行わず理事会の協議に委ねるものとする。協議を経ても、一致しない場合は、その旨を委員会に報告のうえ、委員会において表決を行う。	【公明党】案①、案②どちらでもよい。 【共産党】修正の必要はない。 【民主クラブ】案②が妥当と考える。